

平成20年5月30日

各位

会社名 株式会社 新生銀行  
 代表者名 代表執行役社長 ティエリー ボルテ  
 (コード番号 : 8303 東証第一部)

### ストックオプション(新株予約権)の発行内容確定に関するお知らせ

平成20年5月14日開催の当行取締役会決議に基づく第20回および第21回の新株予約権の発行内容が本日確定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

|   |   | 第20回  | 第21回   |
|---|---|---|--|
| 1 | 新株予約権の発行日                               | 平成20年5月30日  |  |
| 2 | 新株予約権の発行数<br>(新株予約権1個当りの目的となる株式数は1000株) | 2,830個  | 2,081個   |
| 3 | 新株予約権の目的である株式の種類および数                    | 当社普通株式<br>2,830,000株  | 当社普通株式<br>2,081,000株   |
| 4 | 新株予約権の払込金額                              | 無償とし、金銭の払い込みを要しない   |  |
| 5 | 新株予約権行使に際して出資される財産の価額(行使価額)             | 1株につき416円   |  |
| 6 | 勧誘の相手方およびその人数                           | 当行取締役、執行役および当行従業員 計124名   | 当行執行役および当行従業員 計30名   |
| 7 | 新株予約権の行使期間                              | 平成22年6月1日～<br>平成30年5月13日  | 平成20年6月1日～<br>平成30年5月13日   |
| 8 | 新株予約権の行使条件                              | 平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、原則として付与された新株予約権の2分の1以内に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 | 原則として平成22年6月1日以降行使可能とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の2分の1以内に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 |

【ご参考】 (1) 第7期定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成19年5月9日  
 (2) 第7期定時株主総会の決議日 平成19年6月20日

以上